

各位

会社名 株式会社 RAVIPA
(コード番号 5893 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役 新井 亨
問合せ先 取締役管理本部長 渡部 颯太
T E L 03-6907-3950
U R L <https://ravipa.co.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年2月28日開催予定の第7回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社の事業内容の多様化及び今後の事業発展に備えるため、事業目的を追加するものであります。また、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から監査役会設置会社へ移行するに当たり、移行に必要な監査役会に関する規定の新設を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容については、以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～11. (記載省略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～11. (現行どおり) <u>12. 衣料品のレンタル</u> <u>13. AI搭載ロボットの開発、レンタル、販売及びこれらのコンサルティング</u> <u>14. 病院、診療施設の企画及びコンサルティング</u> <u>15. 医療用の機械及び器具の賃貸</u> <u>16. 病医院の宣伝広告及び求人広告に関する業務の代行</u> 17. (現行どおり)
<u>12.</u> (記載省略)	

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第31条～第36条 (記載省略)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第34条～第39条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会 2025年2月28日 (予定)

定款変更の効力発生日 2025年2月28日 (予定)

以上